

令和8年度 自然災害等の緊急対応について

令和8年10月改訂
松阪市立大江中学校

《 暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ② 午前8時までに解除された場合は、道路、橋、河川、土砂災害危険箇所等の安全に十分注意し、解除後2時間をめどに登校します。その場合、午前中授業で帰宅とします。
- ③ 午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分までに登校します。午後の授業を実施します。昼食を済ませてから登校してください。
- ④ 午前11時になっても解除されない場合は、臨時休校とします。

※ 午前5時現在で発令されている場合は、給食を実施できません。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として、授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させます。
- ② ただし、気象状況や道路状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な措置を講じます。
- ③ 警報発令前であっても、気象や通学路等の状況によっては下校させることがあります。

《 大雨・土砂災害に関する警報等が発令された場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 原則として平常授業を行います。
- ② ただし、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報等が発表され、登校に危険を感じる場合は、保護者の判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- ③ 学校が登校の安全確保が困難と判断した場合は、メール配信等により休校や始業時刻の変更を連絡します。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として平常授業を行います。
- ② ただし、下校時刻にかけて災害発生の危険性が高まると予想される場合は、授業を中止し帰宅させることがあります。
- ③ 安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な措置を講じます。

裏面 《 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合 》

《 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令された場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ② 松阪市教育委員会の判断により臨時休業を基本としますが、休校期間や状況によってはタブレット端末を使用したオンライン授業を実施する場合があります。
- ③ 緊急連絡はメール配信により行います。
- ④ 午前7時までに解除された場合は平常授業を行います。
(給食を実施できない場合は午前中授業とします。)
- ⑤ 午前8時までに解除された場合は、《暴風警報の場合》の②と同様に、解除後2時間をめどに登校し、午前中授業で帰宅とします。
- ⑥ 午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分から授業を行います。昼食を済ませてから登校してください。ただし、状況によっては授業を実施しないことがあります。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として授業を中止し、生徒の引き渡しを行います。保護者または家族の方の迎えをお願いします。
- ② 保護者等が不在の場合は学校で待機させますので、可能となり次第、迎えをお願いします。

3 始業後に地震が発生した場合

- ① 生徒の安全確認後、保護者または家族の方への引き渡しを行います。
- ② 生徒の安全確保のため、「引き渡しカード」を使用して引き渡しを実施します。

《 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発令された場合 》

- ① 情報収集および安全確保に努めながら、原則として平常授業を実施します。
- ② 発生した地震による被害状況や関連情報等に応じて、下校・休校等の措置を講じる場合があります。

保護者の皆様へ

- 緊急時の連絡は、学校配信メール等により行います。
- 気象警報等が発表されていない場合でも、通学路の冠水、河川の増水、土砂災害の危険、倒木等により登校が危険と判断される場合は、安全を最優先し学校へご連絡ください。
- 災害時は学校からの連絡内容をご確認いただき、ご協力をお願いします。